しまねの地域情報コンテンツ制作事業に係る仕様書

１．委託業務名

しまねの地域情報コンテンツ制作事業

２．業務目的

本業務では、都市部で暮らす20～30代の若者（特に女性）及び島根県出身者に対し、島根で暮らすことの魅力を訴求力高く発信し、「島根県に行ってみたい」「島根県で暮らしたい」という気持ちの変化や行動の変化を促し、島根県への移住促進につなげることを目的とする。

３．委託期間

契約締結日～令和８年３月１９日（木）

４．委託金額

３，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

５．業務内容

しまねの地域情報を各種情報発信ツール（WEBサイト、LINE、Facebook等）で配信するためのコンテンツ制作を行う。

①全体企画	しまねの魅力を伝えるための全体企画（制作内容及び取材先等の候補選定）を行う。
②地域情報コンテンツ制作	【内容】 しまねの地域情報コンテンツを６回分用意する。 ※東西部隠岐エリアのバランスに留意すること ＜想定される地域情報コンテンツ例＞ ・しまねを楽しむ穴場情報 ・地元住民おすすめの情報 ・季節を感じる地域行事情報 ・出身校の学校行事情報　　等 【納品物】 １回の配信につき、以下の素材を制作する。 ・コーディング済みのHTMLデータ ・テキスト原稿／SNS配信ツールごとの原稿 ・画像／指定するサイズのAIデータおよびjpgデータ
③納期	●1回目配信素材納品予定　　／令和７年７月上旬 ●2回目配信素材納品予定　　／令和７年９月上旬 ●3回目配信素材納品予定　　／令和７年11月上旬 ●4回目配信素材納品予定　　／令和８年１月上旬 ●5・6回目配信素材納品期日　　／令和８年２月中旬 ※都度納品すること。

④注意事項	・WEBページは、財団が指定する委託業者と調整の上、ページ作成を行うこと。 ・記事の追加等に伴い、WEBページの修正・改善が必要な場合は適宜修正を行うこと。 ・SNSおよび、その他情報発信ツールへの投稿は納品物を活用し、必要に応じて財団で実施する。

＜制作したコンテンツの活用方法＞

くらしまねっと内に作成した「地元編集部が見つけた島根のイイところ」ページに掲載している記事に追加する。

６．その他

（１）権利関係の交渉等について

・素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉等は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負う。

・受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前述のとおりとする。

（２）個人情報の保護について

個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、適切に管理する。

上記の外、詳細な事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

個人情報の取り扱いに係る特記事項

※甲＝公益財団法人ふるさと島根定住財団
　乙＝受託者

（基本的事項）
第１　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

（秘密保持）
第２　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）
第３　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）
第４　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）
第５　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（第三者への委託等の禁止）
第６　乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（第三者への委託等の準用）
第７　この特記事項は、乙が、甲の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

（事業従事者への周知）
第８　乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用

してはならないことなど個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第 9　乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第 10　乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（資料等の廃棄）

第 11　乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする、ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（調査）

第 12　甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第 13　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指示）

第 14　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。